

参 考 資 料

会社法

(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)

第三百四十四条 監査役設置会社においては、取締役は、次に掲げる行為をするには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること。
 - 二 会計監査人の解任を株主総会の目的とすること。
 - 三 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること。
- 2 監査役は、取締役に対し、次に掲げる行為をするを請求することができる。
- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること。
 - 二 会計監査人の選任又は解任を株主総会の目的とすること。
 - 三 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること。
- 3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあり、及び前項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の間与)

第三百九十九条 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査役会」とする。
- 3 委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

証券取引法

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

(注釈特別刑法第1巻 255～256頁、東條伸一郎執筆部分)

両罰規定と共犯の問題には次のようなものがある。以下順に検討を加えることとする。

その一は、業務主甲の従業者Xが、甲の業務に関し違反した場合に、甲の従業者ではないYがこれに加功した場合のYの刑事責任についてである。この場合当該法令の禁止規定の相手方について何らの制限がないときにはYの共犯としての刑責について言及すべき特段の問題はない。当該法令の禁止規定等が特定の事業主体に向けられている場合であって甲がこの事業主体であるときには、Xは甲の従業者でありその行為が甲の業務に関連する限りにおいて処罰の対象、すなわち犯罪主体たり得るものでありその意味でXの犯罪はいわゆる身分犯である。したがって、これに加功したYは刑法65条の適用をまって初めてこれを処罰し得ることとなる。

その二は、右の例において、Yが業務主乙の従業者であった場合における乙の刑事責任についてである。当該法令における禁止規定等の名あて人が無限定である場合には、業務主甲、その従業者X、業務主乙、その従業者Yのそれぞれに当該禁止規定が向けられており、Yの行為が乙の業務に関してなされたと認められる限りにおいて、乙はYの行為に関し業務主として処罰され得る。しかし、当該法令の禁止規定等が特定の事業主体に向けられたものであり、甲がその事業主体であり、乙はこれに当たらない場合には、乙を当該法令の両罰規定により処罰することはできない。このような場合には、当該法令の禁止規定等の対象とされる事業者、本設例においては甲のみが、その従業者がこれら規定に違反する行為に出ないようその選任・監督上の注意義務を負うのであり、その対象ではない乙は、かかる注意義務を負担していないからである。なお、このような場合にはYがXの違反行為に加担する行為は、Yの個人としての行為であってその業務主乙の業務に関する行為ではないとの考え方に立って右の結論を支持する立場もあり得ようが、それは事犯の実態に即さないものというべきであろう。また逆に、およそ業務主は、自己が法令上遵守すべきものとして特に定められた事項につきその従業員の選任・監督上注意すべき義務があることは勿論であるが、その外に広く雇傭等の関係を通じて自己の指揮命令下にある従業者につき、およそ法違反の行為に出ずあるいはこれに加担しないように選任・監督上の注意を尽くすべき義務があるとの立場から前記の考え方に反対する立場もあり得ようが、この考えを取り得ないことは既に前述したとおりである。

	自然人	法人
被監査会社	虚偽記載罪 (身分犯) 役員等	○ 両罰規定
監査人	○ 公認会計士 (監査法人の社員を含む)	× 監査法人

Diagram illustrating the application of the double penalty rule (両罰規定) for the crime of falsification of records (虚偽記載罪) in the context of audits.

The table shows that for the crime of falsification of records (虚偽記載罪), which is a status offense (身分犯) involving officers and employees (役員等) of the audited company (被監査会社), the double penalty rule (両罰規定) applies, resulting in a circle (○) in the corporate column.

For the auditor (監査人), who is a certified public accountant (公認会計士) including employees of the audit firm (監査法人), the double penalty rule does not apply, indicated by a yellow 'X' over the arrow pointing to the corporate column.

A vertical arrow labeled '共犯' (accomplice) points from the '役員等' (officers and employees) in the audited company column to the '公認会計士' (certified public accountant) in the auditor column, indicating that the auditor can be considered an accomplice in the crime.